

ふくおか県央環境広域施設組合条例第5号

ふくおか県央環境広域施設組合事務局設置条例

(事務局の設置)

第1条 ふくおか県央環境広域施設組合(以下「組合」という。)の事務を処理させるため事務局を置く。

(事務局長等)

第2条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

(職務)

第3条 事務局長は、組合長の命を受け、組合に関する事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局次長に事故あるとき、又は欠けたときは、上席の職員がその職務を代理する。

4 職員は、上司の命を受け事務又は業務に従事する。

(課等の設置)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、組合長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課及び室を置く。

総務課

- (1) 組織運営の総合企画に関すること。
- (2) 法制に関すること。
- (3) 議会に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 人事及び給与に関すること。
- (6) 公印の管理、保管に関すること。
- (7) 財産の取得、管理、処分に関すること。
- (8) 契約に関すること。
- (9) 文書の整理保管に関すること。
- (10) その他、他の分掌に属しないこと。

再編建設推進室

- (1) 施設の再編、集約に関すること。

施設課

- (1) ごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設及び火葬場の管理運営に関すること。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。